参考様式第5－2号

地域計画（案）

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年11月　日 （第6回）
目標年度	令和16年度
市町村名 （市町村コード）	観音寺市 （205）
地域名 （地域内農業集落名）	箕浦地区 （関谷、堀切、西原、箕浦集落）

注：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	84.96 ha
①　農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	51.65 ha
②　田の面積	38.34 ha
③　畑の面積（果樹、茶等を含む）	46.62 ha
④　区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	16.74 ha
⑤　区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
（参考）区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	－ ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	－ ha
（備考）	

注1：①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2：②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積（現況地目）に基づき記載してください。
3：④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4：⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5：（参考）の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6：「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

（2）　地域農業の現状及び課題

箕浦地区は山間部にすでに再生困難となった農地が30.4haあるが、営農に適した一団の農地は引き続き、有効活用していく必要がある。なお、後継者未定の面積も少なくなく、新たな農地の受け手の確保が必要である。

（3）　地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

箕浦地区は、地区内の多くの水田がほ場整備事業等により整備されており、農地の高度利用の条件整備が進んでいる。今後は、山間畑地については、新しい品目の導入などにより果樹栽培の振興を図りながら、引き続き、果樹地帯としての利用を促進する。また、なだらかな丘陵地帯については、水稲・野菜・施設園芸の複合経営を推進し、農地の高度利用を促進する。

2　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

（1）農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積・集約を基本としつつ、担う者の農作業に支障のない範囲で農地利用を進める。

（2）担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	19.64　％	将来の目標とする集積率	19.64　％

（3）農用地の集団化（集約化）に関する目標

農地の集積・集約化を進めるため、農業委員、農地利用最適化推進委員等と調整しながら農地中間管理機構を通じ団地化を図っていく。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

（1）農用地の集積、集団化の取組

箕浦地区の農地利用は、認定農業者等の14経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
関谷集落側の水田利用は、4経営体が担い、箕浦集落側の農地利用については、7経営体が担っていく。

（2）農地中間管理機構の活用方法

農地の集約化を進めるため、地区内の担い手等が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じた担い手等への貸付けを進めていく。

（3）基盤整備事業への取組

入作促進・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、未整備の一部地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく必要がある。

（4）多様な経営体の確保・育成の取組

多様な農業人材を募るとともに、今後も香川県西讃農業改良普及センター、香川県農業協同組合等の関係機関との連携を密に行い、地区内の農地が集積・集約できるよう取り組んでいく。

（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

防除作業の委託等により作業の効率化を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☑	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①鳥獣被害が顕著で、営農意欲を削ぐ大きな要因ともなっており、市や農業共済組合の補助制度を活用し、引き続き、侵入防止柵の設置等の面積を拡大するなどして対策していく。
②有機肥料の使用を進める。
⑤果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、担い手への集積を促す環境整備に努める。

4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業を担う者（氏名・名称）	現状			10年後（目標年度：令和 16 年度）				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
利用者	A	野菜	0.25 ha	ha	野菜	0.25 ha	ha	A	
認農	B	水稲・野菜	0.85 ha	ha	水稲・野菜	0.85 ha	ha	B	
認農	C	保全管理	0.11 ha	ha	保全管理	0.11 ha	ha	C	
認農	D	水稲・野菜	0.10 ha	ha	水稲・野菜	0.10 ha	ha	D	
認農	E	水稲・麦・野菜・果樹	2.99 ha	ha	水稲・麦・野菜・果樹	2.99 ha	ha	E	
認農	F	野菜	0.30 ha	ha	野菜	0.30 ha	ha	F	
利用者	G	野菜・果樹	0.59 ha	ha	野菜・果樹	0.59 ha	ha	G	
利用者	H	水稲・野菜	1.01 ha	ha	水稲・野菜	1.01 ha	ha	H	
認農	I	水稲・野菜	0.88 ha	ha	水稲・野菜	0.88 ha	ha	I	
認農	J	水稲・野菜	1.45 ha	ha	水稲・野菜	1.45 ha	ha	J	
利用者	K	水稲・野菜	2.21 ha	ha	水稲・野菜	2.21 ha	ha	K	
認農	L	水稲・野菜・花き	1.00 ha	ha	水稲・野菜・花き	1.00 ha	ha	L	
認農	M	水稲・野菜	5.08 ha	ha	水稲・野菜	5.08 ha	ha	M	
利用者	N	野菜	0.12 ha	ha	野菜	0.12 ha	ha	N	
			ha	ha		ha	ha		
計	14経営体		16.69 ha	0 ha		16.69 ha	0 ha		

注1：「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2：「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3：農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4：作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5：備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5　農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業体名 （氏名・名称）	作業内容	対象品目

6　目標地図（別添のとおり）

7　基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）		うち計画同意者数（人・%）	

注1：「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2：「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3：提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

（留意事項）
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。